

令和6年度県民企画による 人権啓発事業（委託）募集案内



JINKEN

公益社団法人鳥取県人権文化
センターキャラクター「ふらっちょー」

人権講演会を企画してみませんか！

事業実施期間
令和6年8月1日～
令和7年3月20日

募集受付期間
令和6年4月1日～
6月末日(必着)

※予算に余裕がある場合は、募集期間を
10月末日まで延長します。

1 対象事業の内容

鳥取県人権尊重の社会づくり条例及び鳥取県人権施策基本方針の趣旨を踏まえ、具体的な人権課題に対して、県民が正しい認識や理解を深めることを目的としたもの、又は法の下での平等や個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を学ぶことを目的としたものを対象とします。

(具体的な人権課題については、裏面の別表参照)

なお、次の(1)及び(2)の条件を満たす事業を対象とします。

(1) 事業の形式：どちらかの形式であること

■シンポジウム形式の企画

■演劇等(演劇、コンサート、映画等で人権課題に関する内容のもの)と講演または対談を併せて実施する企画



(2) 事業の規模等：すべてを満たすこと

■県民向けに広く参加者を募るもの

■概ね50人以上の参加があり、効果的啓発が見込めるもの(※オンライン可)

■イベント開催時に、手話通訳等の障がい者に対する合理的配慮を行うもの

■県担当課と協働して実施するもの



2 対象団体

■県内で活動する団体で、広く参加を呼びかけて事業を実施できる能力を有するもの。

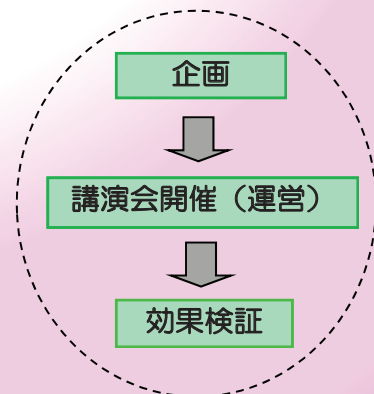
■初めて委託事業を実施する団体及び過去に実施した委託事業と異なる企画内容の事業を実施する団体

3 委託額及び募集团体数

1事業あたり50万円を上限とし、概ね2団体程度

4 対象経費

- ・講師の謝金及び旅費
 - ・会場使用料(付帯設備使用料を含みます。)
 - ・印刷費(開催チラシ、ポスター等)
 - ・その他(手話通訳や要約筆記にかかる費用、行事保険料等)
- ※各経費ごとの上限など、基準は募集要領をご覧ください。



応募方法及び様式等のダウンロード

⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken>

- ・「事業応募申込書」「事業団体調書」を事務局へ提出してください。
- ・募集要領及び様式は、鳥取県ホームページよりダウンロードできます。

問合せ先：鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 人権・同和対策課

☎ 0857 (26) 7590

Fax 0857 (26) 8138

E-mail jinken@pref.tottori.lg.jp

(別表)「具体的な人権課題」の例示

鳥取県人権施策基本方針における分野別の人権課題	<ul style="list-style-type: none">• SDGsにおける人権• ビジネスと人権• デジタル社会における人権• 個人情報の保護と人権• ユニバーサルデザインの推進• 同和問題（部落差別）• 男女共同参画に関する人権• 障がいのある人の人権• 子どもの人権• 高齢者の人権• 外国人の人権• 感染症等病気に関わる人の人権• 刑を終えて出所した人の人権• 犯罪被害者等の人権• 性的マイノリティの人権• 生活困難者の人権• 北朝鮮当局によって拉致された被害者等• 災害被害者等の人権• アイヌの人々• ひきこもり状態にある人の人権
-------------------------	---

※あくまで例示であり、これらに限定するものではありません。

※戦争に関連するものは、現在、直面する人権課題といえないため対象外となります。

<過去の事例>

- 「性的マイノリティの人権を考える集い」 ⇒ **舞台劇**と**講演会**による組合せ
- 「障がいのある人が地域で安心して暮せるためのシンポジウム」
⇒ **演奏会**と**シンポジウム**による組合せ
- 「鳥取らくだカンファレンス」 ⇒ **ワークショップ**と**講演会**の組合せ
- 「映画『Ainu | ひと』の鑑賞とお話でアイヌ問題を学ぶ」 ⇒ **映画**と**シンポジウム**の組合せ

